

計画内での公共交通空白地域の定義

亀岡市地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）における「交通空白地」は、従来の“交通空白地”と“交通不便地”を合わせ、下記の定義とする。

○交通空白地

バス停から500mおよび鉄道駅から1km以上離れた地域

国土交通省では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」での補助事業の基準として交通不便地域を定義し、「地域公共交通づくりハンドブック」では空白地域の捉え方を示しているが、地方においては網形成計画の定義には収まる。また、「亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱」においても、公共交通空白地と公共交通不便地域を定義しており、網形成計画の定義と整合が図られている。

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」

(H30.4、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課)での定義（抜粋）

<交通不便地域の捉え方>

半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域

【参考】「地域公共交通づくりハンドブック」

(H21.3、国土交通省自動車交通局旅客課)での定義（抜粋）

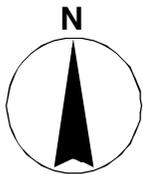
<空白地域の捉え方>

駅やバス停から一定の距離を越えた地域が、地域公共交通の空白地域になります。都市と地方では、この「一定の距離」の捉え方にも幅が見られます。交通機関が充実している都市では、駅からは半径500m以上、バス停から半径300m以上が空白地域として捉えられていることが多いようですが、地方では、駅から半径1000m以上、バス停から半径500m以上を空白地域と捉える場合も見られます。地形の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とするべきです。

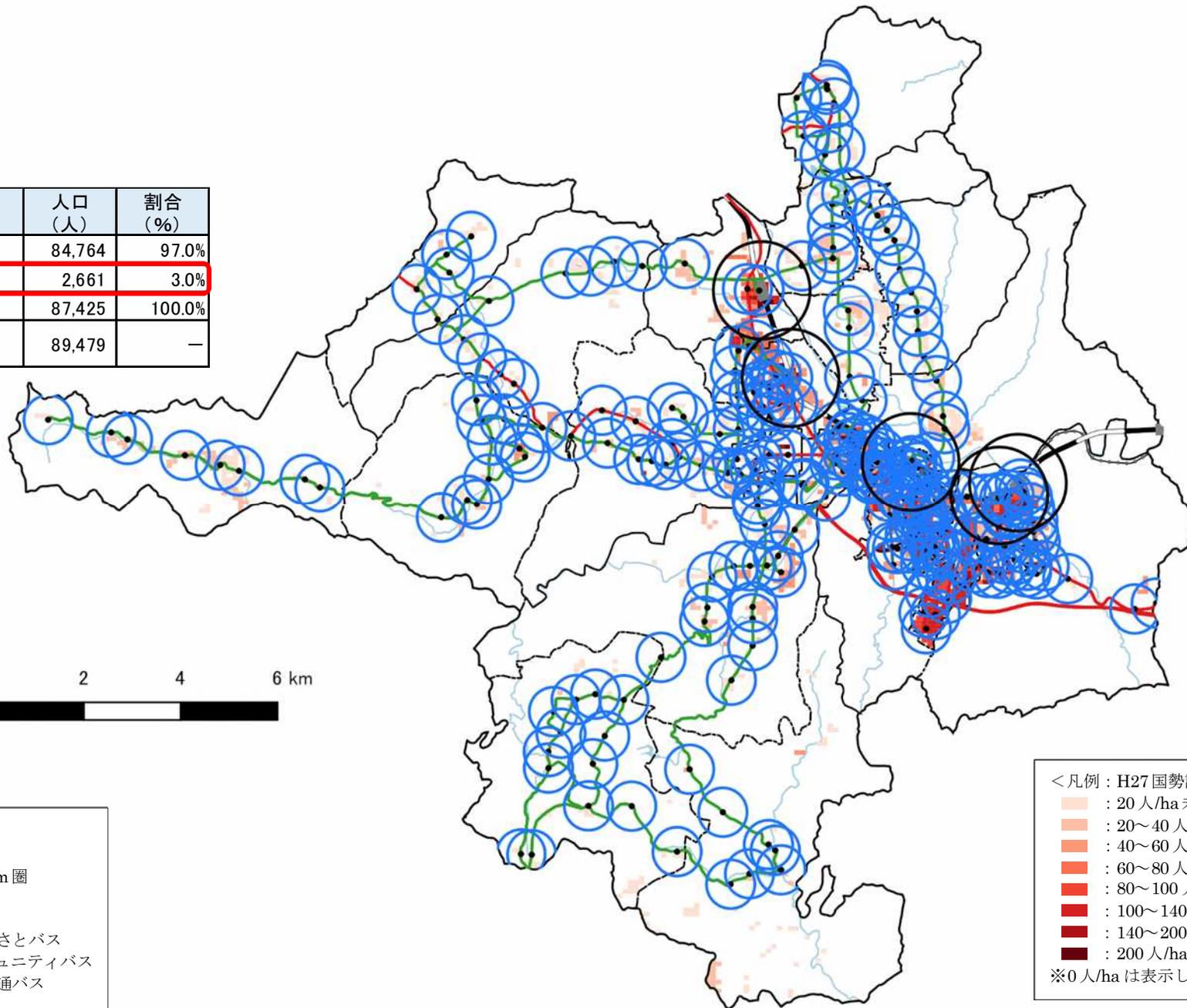
【参考】「亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱」での定義（抜粋）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活交通事業 亀岡市の公共交通空白地等において生活交通手段の確保等を目的に、地域住民の交通の確保及び福祉の向上を図る事業をいう。
- (2) 公共交通空白地 バス停・鉄道駅からおおむね1キロメートル以上離れた地域をいう。
- (3) 公共交通不便地 バス停からおおむね500メートル、鉄道駅からおおむね1キロメートル以上離れた地域をいう。
- (4) 公共交通不便地に準ずる地域 バス停・鉄道駅とおおむね40メートル以上の高低差のある地域をいう。



H27国勢調査	人口 (人)	割合 (%)
バス停500m圏+駅1km圏	84,764	97.0%
公共交通空白地	2,661	3.0%
亀岡市総人口(100mメッシュ)	87,425	100.0%
【参考】 亀岡市総人口(年齢不詳含む)	89,479	-



- <凡例>
- : 駅 1km 圏
 - : バス停 500m 圏
 - : 自治会境界
 - : 亀岡市ふるさとバス
 - : 亀岡市コミュニティバス
 - : 京阪京都交通バス (民間)

- <凡例: H27 国勢調査 人口>
- : 20 人/ha 未満
 - : 20~40 人/ha 未満
 - : 40~60 人/ha 未満
 - : 60~80 人/ha 未満
 - : 80~100 人/ha 未満
 - : 100~140 人/ha 未満
 - : 140~200 人/ha 未満
 - : 200 人/ha 以上
- ※0 人/ha は表示していない

図2 亀岡市内の公共交通空白地